

御指摘ありました福岡あるいは弘前等々、あるいは仙台市の運行は、いわゆる市営バスという運行免許を持った公営企業が行っていることでありまして、料金設定はいかようにもできるということではありますが、先ごろ仙台市長の会見にもありました、膨大な赤字を抱えて大変だと、しかしながら市営バスは運行するという、そういうお話をされておりましたが、悩み多いことだろうというふうに思います。

我が町のいわゆる住民バスにつきましては、このことにつきましては公立加美病院の建設に際しましても、あるいは合併協議の中でも住民バスを運行したいということのお約束がございました。その関係で、現在、10月4日から11月30日までの間、月曜から金曜日までコースを設定して、いわゆる公共施設等も含めた住民バスのような循環バスの試みの運行をするということで、今、コースも決定をしまして最終の詰めを行っているところでございます。ただ、過去の例を見ますと、旧中新田町時代に鳴瀬地区で平成14年度で試験運行をしたことがございました。1日平均2.5人しか利用がなかったんです。地元からは、ぜひバスを走らせてほしいということであったんですが、18日間の運行でトータルで45名しか利用しなかったということで、だれも乗車しなかった回数が非常に多かったということで、これは実際に運行できなかったというところがございます。

それから、現在は患者輸送車が、小野田・宮崎で患者運送業務を行っております。小野田地区は平日の5日間、五つのルートで運行しているようであります。1日平均9.7人、年間で2,300人ほどの利用がなされているようであります。運行日数は、年間で209日あったようでございます。それから宮崎は3ルートございまして、やはり月曜日から金曜日まででしょうか、5日間運行して、平成14年度は平均11人、2,555人、運行日数が年間で227日という結果が出ております。

料金を徴収するということは、前にも申し上げましたんですが、いわゆる路線バスとの関係で非常に問題が多くて許可がなかなかいただけない。これは青バスになれば別なんでありまして、いわゆる町が運行するというのであれば無料で運行するということではありますが、仮にこの2カ月弱、運行して、非常に利用実績があるということになれば、その利用者の御意見も伺いながら本格操業に向けて進めたいと思います。しかし、今回は無料でありますけれども、おっしゃるように本格操業ということになりますと、これはやはり有料で運行しなければならないと思います。その場合には、いわゆる何度も申し上げますように、宮交大崎バスとの関連で、陸運局の許可ということになりますので、少し時間を要するかと思います。

現在、何度もいろいろ指導をいただきながら試行に向けて実施をしているところであります

ので、御理解いただきたいと思います。以上であります。

議長（米木正二君） 13番。

13番（板垣敬志君） さらに町長にお伺いいたしたいと思いますが、今のお話によりますと、いわゆる10月より試行運転したいというようなお話でありますけれども、私の考えている方法と、それから町で現在考えている方法が若干違いますので、その辺をもう一度お答え願いたいというふうに思います。

私が言うのは、いわゆる100円をいただいて運行してはどうかと。これは、今言った、現在いわゆる宮交なりそういうふうな営業を目的とするバスとの関連でちょっと難しいのではないかというようなお話でありますけれども、これ、いわゆる「どぶろく」ではないけれども、特区を申請してはどうなんですか、特区。その特区を申請して、国から許可をもらう。そのような方法をやって、例えば宮交とダブる場合、これは国の方から若干の補助をいただいて100円以外のものについてはその補助の額で宮交の方に助成するというふうな方法もあれではないだろうかというふうな感じをいたしております。

鳴瀬の問題が出ましたけれども、確かに鳴瀬ではそういうふうなお話があったということは覚えております。しかし、これは時期の問題でそういうふうなことになったんだろうと。あの当時と、それから今日のいわゆる社会状況というものは全く違ってきています。確かに、マイカーあるということは十分に私も承知いたしておりますけれども、同じマイカーでありながらも、1軒の家に恐らく3台、4台普通ですから、それは十分に私はわかりますけれども、その当時の社会的な状況と全く今は違っているというふうな考え方でお伺いをいたしたところであります。

それから、患者輸送車、これは全く別な車です、患者輸送車は。これと一緒にすることはできないというふうに思うんです。

ですから、ひとつ、特区を申請して、その特区申請した中でひとつ国に認めていただいて、それから始まってもよろしいのではないかというふうに思いますけれども、町長の見解を伺いたいというふうに思います。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） 御意見のとおりだと思います。

100円であれ50円であれ、いわゆる営業ということになりますと路線バス営業との兼ね合いがございます。だとするならば、宮交大崎バスに全面的に委託をして新たに路線を設けてもらえればどうかということではありますが、乗車率やなんかの問題で多額の費用負担を町がしなけ

ればならないという現状になるんだろうと思います。

そういうことでありますから、そうだとすればむしろ無料でやった方が、経費的には人件費と燃料費等々でありますから、それらを試算をしてみなければならぬと思いますし、とりあえずこの2カ月弱で利用の皆さんの御意見、あるいはこのルートでいいのかどうか等々も含めてお伺いして、その結果を見ながら特区を申請するかどうか、特区というものにこれが該当するかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、陸運局、国の機関でありますから、管轄する東北陸運局の許可なり何なりが必要でありますので、その特区についても御指導いただきながら研究をしてみたいと思います。御理解をいただきたいと思います。

議長（米木正二君） 13番。

13番（板垣敬志君） 再度お願いいたしたいと思うんでありますけれども、いわゆる先ほどジャスコの問題も出ました。今度、ジャスコが中新田地区の南の方にできますけれども、西の方にはヨークベニマルがあるというふうなことで、ドーナツ現象、当然、中心街になってくると、これは明白なわけです。

この間の産経委員会でいろいろ問題がありましたけれども、いろいろな話が出ました。中心街をどういうふうに活性化させるかというふうなことで、こういうふうなバスを運行することによって公的施設はもちろんのこと、そういう商店街にも寄らせるというふうなことで、宮崎の商店街あるいは小野田の商店街というふうなことで、3地区の商店街の活性化にもなるのではないかというふうな感じをいたしますけれども、この特区とあわせて町長の考え方、もう一回、再確認いたしたいと思います。どうぞお願いします。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） まさに御意見のとおりでございます。

大型店のお話が出ましたけれども、どうしても高齢者の方々あるいはなかなか歩くのが大変な方々等については大型店は余り歓迎されないんだと思うんです。むしろ、身近な旧来の商店街を利用するというのが、より利用しやすい状況にあります。しかし、やはり足の問題がありますから、旧来の商店街を通過してそれぞれの地域に行くというコースも設定をさせていただきますので、今後とも利用する者、それから利用しない方の意見も聞かなければならないと思うんです。たまたま2カ月間利用しなかったという方々のあれもありますので、少し調査をして、その特区の問題とあわせてもう少し深く検討してまいりますので御了解をお願いしたいと思います。

議長（米木正二君） 以上をもちまして、13番板垣敬志君の一般質問は終了いたしました。

次に、通告5番、20番福島久義君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔20番 福島久義君 登壇〕

20番（福島久義君） 私は、既に通告しております1カ件についてお尋ねをいたします。

公の施設の管理委託について伺いたしたいと思います。

平成15年9月2日に地方自治法の一部が改正され、公の施設などの住民の福祉を増進する目的で大勢の町民の皆さんに利用していただくために設置された施設の管理方法が、管理委託制度から指定管理者制度に移行されたことは、御存じのとおりだと思います。

指定管理者制度の導入により、今後の民間の事業者、NPO法人、ボランティア団体なども含めて広く公募し、費用、企画などの提案内容から判断して、よりふさわしい施設の管理者を決めていくことができるようになったということでございます。

本町には、保育所、児童館、体育館、図書館、文化施設、あゆの里物産館、交流センター、陶磁館、縄文館など数多くの施設があるわけです。民間事業者の導入により、十分なサービスの提供が行われ、民間の効果的・効率的な手法を公の施設にも活用することが有効と考え、経費の削減や利用者に対するサービスの向上などが期待できると思うところであります。

委託管理、すなわち指定管理者制度の導入をどのように考えているのかお尋ねをするところでございます。

議長（米木正二君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 20番福島議員からの御質問、指定管理者制度についてお答え申し上げたいと思います。

この制度は、昨年9月に地方自治法の改正によって設けられたものでありまして、いわゆる企業、民間への公の施設の委託が可能になったということでございます。

現在、町の委託が可能なものは、施設が179あります。その中でいわゆる公の施設が160あるようでございます。今回の指定管理者制度の適用の対象となる施設が35に上っております。

この制度ができた背景と申しますのは、これまでどおりの委託制度から指定管理者にして、民間も参入することによって住民の皆さんの多様なニーズあるいは民間の考え方による多様なサービスが可能になるのではないかというようなことから、このことが出てまいったようにあります。

これらの35の施設については指定管理者制度への経過措置期間がございまして、平成18年9

月までですから、あと2年間ございます。その間にきちとした形で移行するか直営にするかということを決めなければならないので、現在その条例制定に向けた、あるいは改正に向けた準備を進めているところであります。まだ理解されていない部分がありますので、町といたしまして勉強会を開催をしながら、それに向けて準備を進めてまいりたいと思っております。

検討しなければならない、その35のうちでもより効果的なもの、効果を生み出せるものは何かということも選択をしていかなければなりませんし、35施設以外にも、いわゆる行政コストの削減のために可能なものについては図っていくということがあるかと思えます。

指定管理者制度に移行するためには、いわゆるどういう方々に指定するか基本的な事項を定めなければならないと思います、これは条例に基づくということでもあります。それから施設ごとの設置条例の改正、そして議会の議決をいただくという、最終的にはそういう手順になっておりますので、このことについては当然のことながら議会の御意見も伺うということになっておりますので、今後その準備を進めてまいります。

議員各位にも、あるいは勉強会を開催する際には御案内を差し上げて一緒に勉強していただくこともあろうかと思っておりますので、ぜひ御了解、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（米木正二君） 20番。

20番（福島久義君） 今、説明を受けましたけれども、公の施設の管理に関する事項は条例で定めなければならないという説明を受けました。さらには、指定に向けての条例の制定、指定管理者の議決と、これから2回の議決をもらわなければならないということございまして、現に管理委託を行っている公の施設はやはり3年以内、来年の9月1日まで定めなければならないということになっております。しかしながら、まだ今、勉強会をするということでもありますので、条例の制定についてはどのような考えを持っていつごろ制定の予定なのか、わかる範囲内でお尋ねをしたいと思います。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） まず、きちとした理解を持たなければならないということで勉強会をいたしたいと思っております。

これは、この12月ぐらいまでの間にしかるべき講師をお願いをして勉強会を開きます。それに基づいて、早ければ3月の定例議会、もしくは9月でありますので6月議会等々になろうかと思っております。条例の改正と、いわゆる議決が必要でありますから、それらを含めて同時進行で進めなければならないと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

議長（米木正二君） 以上をもちまして、20番福島久義君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 11時41分 休憩

---

午後 1時00分 再開

議長（米木正二君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告6番、18番佐藤善一君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔18番 佐藤善一君 登壇〕

18番（佐藤善一君） 私は、通告しておりました2カ件について一般質問を行います。

まず初めに、公共施設の震災対策についてであります。

昨年の5月と7月に震度6級の宮城県連続地震が相次いで起き、自然災害の恐ろしさを改めて実感したのであります。

宮城県沖では、近い将来、大地震が高い確率で発生する予測が大きく取り上げられ、各自治体でその対応に力を入れているところであります。

その災害を避けて通ることはできませんけれども、被害を最小限に食い止めることができるのであります。それは、日ごろからの備えが大変重要になってまいります。各施設には多くの職員が勤務し、多くの住民が訪れる場所でもあります。その施設が、いざ震災が発生した場合、災害対策本部、救援司令塔ともなり、また住民の避難場所ともなるわけでありまして、

その避難場所となった公共施設が、地震に対する強度が不足していれば、いざというときに利用することができなくなります。住民を守ることができなくなり、ただ単に避難場所を示しただけでは、この点についての対応が十分であるとは言えないのであります。

そこで、これら施設の耐震基準への適合状況はどのようになっているのか。もし、強度が不足しているならば、それらを補強あるいは改修する実施の計画がとおりかどうかお尋ねをいたします。

第2点目は、下水道建設の年次計画と整備であります。

若者を初め定住促進のためのライフスタイルにふさわしい生活環境整備、また環境保全、衛生面からも下水道建設はなくてはならないものであります。

下水道整備ができて初めて文化的な生活を感じるのであります。お金のかかる下水道整備ができて初めて、さあ今度は町民のために何をやるかというのが住民主体の行政であるとも考

えております。

この生活基盤の整備である下水道工事、これが町の発展計画の後追いになってしまったんでは、これからのまちづくりの構想に大きな食い違いが出てくるのではないかと考えております。

そこで、町の排水処理計画の基本ともなる下水道工事の年次計画を公表し、住民の理解と協力を求め、強力に推し進めるべきと考えますが、当局の考えをお示し願いたいと思います。以上、2点について町長の所信をお伺いいたします。

議長（米木正二君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 18番議員から2点御質問をいただきました。

まず第1点、公共施設の震災対策ということですが、この質問につきましては、昨年の9月にも定例議会において質問をいただきました。我が町には、56年度に耐震基準が見直されていることは御案内のとおりであります。それ以前に建築された建物が非常に多いということでもあります。それは御指摘のとおりであります。

災害発生時にそれぞれ重要な役割を果たすであろう旧3町の調査がまず想定をされるところでありますが、御案内のとおり、いずれも昭和56年以前につくられた施設でありまして、耐震基準には合致していないというところでもあります。

また、それ以外にも保育所、児童館等々11施設中五つの施設が56年度以前の建物であります。それから福祉センターは、6施設のうちすべてが56年度以降の施設でありますから、これは問題はないのかなと思います。また、学校関係の施設では21施設ございまして、そのうち8施設が56年以前の建物であり、生涯学習施設では30施設ありますが、19施設が56年以前の建物であり、大変多く耐震基準前の建物であるということが言えるかと思えます。

この状況を踏まえながら、防災計画におきましても避難場所、避難施設等の見直し、修正の必要があるということでありまして、現在、修正を加える準備を進めているところでありますが、御案内のとおり、補強、改修につきましては、それぞれ建設年度の早い順に、特に子供たちが日常生活の場としております学校、保育所、幼稚園等について、まず第一順位に改修計画を進めなければならないと考えております。現在、今年度は、中新田小学校と中学校の耐震診断業務を行っておりますし、発注しようとしておりますし、また宮崎小学校の大規模改修の設計業務を現在発注をいたしてありまして、それに伴って改修が進められるということになるかと思えます。

また、小野田地区においては既に東小野田小学校、西小野田小学校については、基準に合わ

せた補強をなされておりますので、それ以外のところについて今後早急に、この改善計画あるいは設計に基づいた改修を進めていかなければならないと考えているところでございます。

また、下水道の年次計画であります。現在それぞれの地域の整備率を御参考までに申し上げますが、旧中新田地区が事業計画面積で407ヘクタール中324.7ヘクタール整備完了でありまして、整備率が79.8%であります。小野田処理区が事業計画面積が194ヘクタール中140.8ヘクタール整備済みでありまして、整備率にいたしまして72.6%でございます。宮崎地区は事業計画95に対して95ヘクタールすべて整備済みでありまして、計画は100%の進捗率で、新しい加美町全体では80.5%ございまして、県平均71.9%を上回っているという整備率でございます。

しかしながら、今後の方向でございますが、小野田地区が平成17年度で認可いただいている区域がすべて完了の予定でございます。中新田地区であります。これは平成25年度まで公共下水道については時間がかかるということでありまして、現在、鳴瀬・広原地域に整備を進めているところでございます。

また、これは公共下水道あるいは特定環境保全下水道、これは旧小野田町・宮崎町であります。このように進めてきたわけでありまして、前の議会でも申し上げましたように、いわゆる住宅が点在する地域におきましては、特環公共下水道等々については大変コスト高になりますので、いわゆる合併浄化槽による下水道整備ということを考えておりまして、現在加美町生活排水処理基本計画を策定中ございまして、本年度完成する予定であります。その中では、今年の11月に完成であります。その内容的なものとしては平成25年完了ということで計画を進めてございます。210世帯、中新田地区が11カ所、小野田地区が10カ所、宮崎地区が18カ所の処理区域ございまして、いわゆる合併浄化槽によって25年には地域的には100%完了するということになってございます。25年といいますと、あと9年間ということありますので、年次計画どおり進めたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

済みません、記憶にないんであります。……、2,010世帯ということあります。「210世帯」と申し上げたようであります。「2,010世帯」であります。

議長（米木正二君） 18番。

18番（佐藤善一君） 下水道関係で再質問いたします。

先ほど、区域内の下水道普及率80%ということありますが、水洗化率、全体では38%台なんです。まだ。合併してからここ1年、約1.6%の伸びということありまして、前回の議会においても合併浄化槽の推進を図っていくというお話があったわけですが、中新田地区にお

いても下水道関係については満タンということで、当然金の比較的かからない合併浄化槽が有効かなと思っているところであります。

都市部というか住宅が密集している地域についてはそれでよろしいんですけども、田舎ですよね、問題は。だれしもが、都市部に住む者も田舎に住む者も快適な生活、一様に享受したいという考えは同じでありますから、早急にその対応を図っていただきたいと思ひますし、当然、合併浄化槽といひますと条例の制定も必要になってまいりますし、来年の3月の当初予算に向けてどういった手順でこれからやろうとしているのか、その点お尋ねをいたします。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） お答え申し上げます。

ただいま申し上げましたのは、いわゆる整備率でありまして、整備可能な地域で下水道に切りかえて供用しているというのは、率が下がるわけでありまして、これから整備済区域内においては一日も早く各家庭で、まだ切りかえていられないところには、負担金の問題もありますし工事費の問題もありますけれども、切りかえるようにPRに努めたいと思ひてございます。

それから、合併浄化槽のことについては予算的なところもあります。これが認可されますれば、いわゆる希望をとりまして、そしてその予算の範囲内で各戸個別に処理できるもの、あるいは2軒ないし3軒一緒に整備できるもの等々、それらを進めていくということになるかと思ひます。

起債の関係もありますし、いわゆる国の枠ということもありますから、どれくらいなのかなということではありますが、仮に2,010世帯を9年間、10年間といたしますと200世帯ぐらい...、210世帯ぐらいずつ年間行っていないと9年間で実施できないということがありますから、その予算の確保についても努力をしていかなければならないと思ひています。

公共下水道あるいは特環——特定環境保全と、そのいわゆる受益者の工事費の負担、これが不公平になってはなりませんので、それらの負担と同じような負担で工事を進めるということの原則は貫いてまいりたいと思ひてございます。

議長（米木正二君） 以上をもちまして、18番佐藤善一君の一般質問は終了いたしました。

次に、通告7番、5番伊藤信行君の一般質問を許可いたします。御登壇願ひます。

〔5番 伊藤信行君 登壇〕

5番（伊藤信行君） 通告7番、伊藤信行です。

教育長に2件ほどお伺ひいたします。

サタデースクールということについて、まず1点伺っておきます。

平成14年度より完全学校週五日制の実施により、土曜日の授業時間数が縮減されるとともに、学習時間の3割削減で学力の低下が懸念されておりますことは、教育長も御承知のことと思います。

そんな心配の声にこたえるように、東京都台東区とか足立区、千葉県浦安市などの教育委員会では「土曜スクール」や「がんばルーム」などの名称で土曜補習を計画し実施しているようでございます。それによりますと、基礎学力の指導あるいは情操教育などを学習項目として組まれているようでございます。このような授業を本県あるいは近隣町村で実施しているところがあるのでしょうか伺います。

そして、我が町においても学力の低下は御多分に漏れずだと思われるのでございます。

また、情操教育においては、心優しい生徒育成のためにも、本町でこのスクール開設の考えはないか。開設をすれば幾多の障害はあると思われれます。どんなような障害が考えられるか、その辺をお尋ねいたします。

次に、学校評価と学校評議員について伺います。

開かれた学校づくりという目的で日ごろの教育活動を自己点検、自己評価し、成果や問題点を明らかにし、よりよい教育を目指し学校評価が各地教育委員会や学校で行われておりますが、この評価には教職員が行う内部評価と保護者や地域住民による外部評価があるそうですが、当然我が町も導入されていることと思えます。

それで伺いますが、この評価は年度中に何回ぐらい行われるものか。そして、その評価結果はどんな方法をもって公表されるものなのか。

また、今、幼小ですか、幼稚園・小学校の一貫教育指導も取り上げられている今の状況でございますが、保護者が一番力が入っている幼稚園にもこの制度を取り入れてはどうかと思えずんで伺います。取り入れる気があるかないか伺っておきます。

この評価制度よりさきの平成12年4月より制定された評議員制度についても伺います。

地域住民の学校参画方策の一つとして、教育委員会の判断で学校評議員を置くことができるようになっているわけですが、この評議員の選考基準を聞いておきます。

そして、この選考には、教育委員会あるいは学校長が行うものでしょうか、その裁量を左右されるのではと思うのですが、いかがなものでしょうか。以上質問しておきます。

議長（米木正二君） 教育長。

〔教育長 三浦公男君 登壇〕

教育長（三浦公男君） ただいま、伊藤信行議員から質問いただきました2点についてお答えさせていただきます。

まず第1点目はサタデースクールについて、第2点目は学校評価と学校評議員制度についてでございます。

初めに、サタデースクール、平成14年度からは学校は完全に土曜日、日曜日が休業日になりました。その土曜日が休業日になることについては、御案内のとおり、当時の文部省時代から平成12年度に学校、幼稚園あるいは父兄、地域にこういう資料を使って公表して御理解をいただいているところでございます。

その五日制について、まず御理解、確認をさせていただきます。

学校五日制の趣旨は、児童生徒の家庭や地域社会での生活時間の比重を高めるということです、まず。そして、主体的に使える時間をふやし、学校・家庭・地域社会が相互に連携をして児童生徒に社会体験、自然体験などのさまざまな生活経験をさせ、みずから学びみずから考え、豊かな人間性とたくましい健康的な体力、体をつくるなど、生きる力を育むというのがねらいでございます。

これらを受けまして、五日制、サタデースクール、土曜日を補習あるいは補充、そういった知識面、そのほか生涯学習面と本県あるいは近隣市町村で導入しているところがあればということですが、学校が主体になってサタデースクールを実施している小学校あるいは中学校は、県内、近隣ともございません。基本的には、月曜日から金曜日までの5日間の学校で質の高い授業を行うということが基本でございます。そのための方策として、校内における授業研究、そういったものを教員みずからが身につけ、指導力をアップして基礎的・基本的事項の確実な定着を目指している、そういうことでございます。

また、補充的な学習として、放課後、個別的な指導、これは行っております。あるいは、子供たちの悩み相談活動、そういったものも行っています。

今後も、学力低下にならないように教職員、校長を先頭にして取り組んでまいりたいと、そんなふうに考えております。

参考までにお示しますが、宮城県では今年度、土曜日を小・中学生を対象に募集して取り組んだ高等学校が県内では3校ございます。三つの高等学校で取り組みました。それらをちょっと紹介……、新聞等でもごらんになったと思うんですが、これがそのことの記事でございますが、県南では柴田高校、中央では塩釜高校、そして仙北では佐沼高校と、県立高校でこれを試みました。

その結果、これは夏休みとか冬休みの長期の休業、そして土曜日を位置づけているわけですが、募集をしてみますと、一つの学校の例ですが、たくさんの子供たちが申し込みました。どれくらいか、350・400名という子供たちがその夏休み中に補充授業というんでしょうか、そういうことで募集に参加してくれたんですが、スタッフはどうなっているかという、東北大、宮教大、そういった大学の教職にかかわる、今勉強している大学生が二、三名、それから高校の教諭が二、三名、五、六名のスタッフであると。大変混乱をしているようです。

そういうことで、今後、さらに検討を加えてこの取り組みは実施していくんだらうと、そんなふうに思われます。

それでは、我が加美町ではどうなのかということになるわけですが、加美町として取り組む考え、現在持っておりません。本町では、その導入する考えはございません。

導入時における障害ということですが、これはサタデースクールは子供を地域全体で育てていく社会をつくるのが目的でございます。そのために、住民の意思形成、指導するスタッフ等に問題がございますし、子供たちが土曜日、希望したとき、送迎する場合はどなたが責任を持つか、あるいは学校を開放するに当たって、その施設・設備を確実に確保しておりません。でないと、他の教室まで全部、子供たちは入ってしまいますので、一つの区切りが必要かと思えます。スタッフにせよ施設面にしろ、難しい面がございます。

何と云っても、午前なり午後なり子供が登校すれば、休憩時間等も入りますから、事故的なもの、そういったものも考えられますので大変、これは今すぐ導入ということにはならないかと、そんなふうに考えております。

次、大きな2番目の学校評価、学校評議員制度についてでございますが、これは自己評価は年内何回ぐらい行っているか。そうしますと、この自己評価、学校評価は、小・中学校ではほとんどの学校で学期ごとの3回、そして行事ごとの反省を含めた評価を行っております。ですから、細かく自己評価となると、学校の先生方は1週間のカリキュラムを編成して反省を加えますので、週案と言っております。週案、1週間の反省です、それから月別の反省ですから月案と言っています、月案、そして年間の反省。したがって、通常では学期ごとの反省、それから個人ごとの評価・反省、これらを実施しております。

幼稚園関係でどうなのか、これも対象にすべきでないのかという御質問ですが、幼稚園の教育ですから、同じことを考え実施しております。ただ、幼稚園は加美町には4園ございます。それぞれの取り組みが、宮崎地区、小野田地区では必ずしも同じではございません。一つの例で申しますと、宮崎幼稚園では保育所と一体化を目指してやっております。それから賀美石幼

幼稚園については3歳児から実施し預かり保育を実施、小野田地区では4歳から2年間の保育、そういったことをして、必ずしも一体的には見えませんが、評価については学校評価と同じように学期ごとに実施しております。

それから、幼稚園によっては月ごとに評価をしております。毎月の反省、評価、そのような、表面的に見ると多少ばらつきのように見えますが、個人評価、学校評価は、幼稚園でも同じように実施しているということでございます。

最後に学校評議員制度ですが、学校が地域に開かれた学校づくりの一層の推進のために、保護者、地域、住民等の意向を把握、反映し、その協力を得るとともに学校運営に保護者とか地域住民の考えも取り入れて学校経営に携わっております。

これは、学校長の経営方針に校長が求める制度でございます。したがって、1校当たり5名以内でもって評議員を選び、教育委員会がそれを承認すると、そういう形でございます。当然、学区内の有識者、児童生徒の保護者、関係機関、あるいは団体の代表、それに学校長を含めた、そういう評議員で構成され、委員会がその委員の方々に御委嘱をしている、そういうことでございます。任期は1年間で、再任は可でございます。

なお、町内小学校13校、中学校3校で、どれだけの学校がこの評議員制度を現在実施しているかということ、中新田地区、小学校3校、中学校1校、そのような実態でございます。小野田・宮崎地区でも来年度に向けて鋭意努力しながら学校経営にこういったものを導入したいと、そういう考えで現在おります。以上です。

議長（米木正二君） 5番。

5番（伊藤信行君） 学校評価と評議員についてはわかりましたけれども、サタデースクールについて1点だけ伺います。

どうも、教育長の答弁を聞いておりますと、余り前向きじゃないというような、サタデースクールについてはそう思うんですけれども、必ずしも学校でなくても、あるいは宮崎・中新田・小野田にも立派な施設がございます。そういうところを開放して、そこには当然警備員なりもいますんで、そういうあれはないと思うんですけれども、その辺をもう少し考えたあれはないでしょうか、その辺を伺います。

議長（米木正二君） 教育長。

教育長（三浦公男君） お答えします。

学校教育関係の取り組みについて消極的と、確かにそのとおりかと思えます。しかし、私たちは文部科学省で示しているような地域との比重を高めるということ、やはり最大の目標とし

て理解し、それを推進するために努力をしているわけです。

そういうことで、学習面については学校とか施設とか集めてやればいいんでないかというんですけれども、先ほどもお話ししたように送迎の問題やら事故の問題やら、いろいろな問題が出てまいります。そういったものをやはりこれからも検討していかなければならないし、学校とも話し合ってみる必要があるかと思うんです。しかし、加美町として、この制度をフルに取り組んでいるのは生涯学習課として加美町として合併初年度から文部科学省で奨励しております新子どもプラン事業の一つとして、地域と学校が連携協力した奉仕活動、それから体験活動、そういったものに積極的に取り組んでいるのが我が町でございます。

具体的な内容として少し紹介しますが、クッキング教室、そば打ちとかケーキづくり、あるいはアウトドア関係でカヌー体験とかスキーを楽しむ、あるいは星を見る会、また3地区公民館が事業として起こしております加美町の施設や自然体験の中から加美町のよさを再発見してもらうために「なるほど・ザ・加美ワールド」という事業を立ち上げて実施しております。

そういうことで、生涯学習関係の事業としては土曜日、大変積極的に取り組んでいると自分は理解しております。そのほか土曜日は、私たちが立ち上げる行事に参加する子供もおりますが、やはり中学校であると部活動、小学校であればスポーツ少年団、そのほか習い事、子供たち大変な負担を強いられて土曜日・日曜日は生活しているんです。

そういった中から、これを立ち上げるために調査も県内でもしたわけですが、中学校の子供たちは何と多いこと、「土曜日はどんな生活をしますか」に対して「ゆっくり休みたい」というのが圧倒的に多いんです。あとは「家族の人たちと買い物に出かけたい」「友達とゆっくり話をしたい」、そういった調査結果が出ているし、小学校であればやはり「家庭の手伝いをしたい」あるいは「ゆっくり休みたい」「テレビを通してゲームをしたい」、そういったもので土曜日の過ごし方を子供たちなりに持っているようです。

そういうことからして、学習面も含めてなかなか、今すぐ実施の方向には向けないと。一部、教員で退職された方々からボランティアで、もしそういったものができるのであれば協力したいという二、三名の方から話を受けております。以上です。

議長（米木正二君） 5番。

5番（伊藤信行君） それはわかりました。

でも教育長、そこまでやっているんですから、サタデースクール、土曜日一日、何かある調査したあれを見ますと、これは一部でしょうけれども、土曜日は子供が家にいない方がいいなんていう親もあるんですね。そういう……、恐らく教育長だって、そういう調査のあれを見

ているはずですが。だから、そんなに多くやっている……、一生懸命やっているようだけれども、土曜日のサタデースクールというものをやるのは、大いにやれるんじゃないかなと思うんですけども、いかがなものでですか。

議長（米木正二君） 教育長。

教育長（三浦公男君） 大変、詰めの厳しい御質問でございますが、現段階では先ほど申しましたように、実施する考えは持っておりません。

といいますと、今、子供たち、道路事情もございませし、朝の送迎を見ても、子供たちが教室に入るまで見届けるとか、あるいは玄関に入るとか、そういった見届けまで親はしていない現状なんです。敷地内に車からおろして、親は仕事場に直行するわけです。私は、もう少し、子供とかかわりを、比重を大にしてほしいんです。

私も、以前、幼稚園におりましたけれども、月曜日は子供たち非常に不安定です。土曜日・日曜日、どんな家族と遊んだかということをお聞きすると、意外と親と遊んでいないんです。やはり低学年ほど手をつなぐとかスキンシップを大事にして、やがては全人教育ですから、道徳面とかそういったものも当然かかわってまいりますけれども、もっともっと子供たちを大事にしないと、単に知識・勉強だけで子供たちを集めて取り組むんであるとすれば、これはいかがなものかなと、私は考えております。

また、そういった子供、希望する子供もおるでしょうが、学習以外にスポーツとか習い事に真剣に取り組んでいる子供もいるわけです。ですから、希望をとればほんの一部の限られた子供たちになってしまうのではないかなと思われまますので、もう少し大事にこれに取り組んでいきたいと、そう考えております。

議長（米木正二君） 以上をもちまして、5番伊藤信行君の一般質問は終了いたしました。

次に、通告8番、46番川村 薫君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔46番 川村 薫君 登壇〕

46番（川村 薫君） それでは、お許しを得ましてただいまより一般質問を行います。

まず初めに、薬菜地区の温泉保養センター等の町営から公社への移行について伺います。

御承知のように、薬菜地区には薬師の湯を初め林泉館、コテージ等、7種の施設を町営とし特別会計で処理経営しているところではありますが、この施設群によって町民の保養や健康増進のみならず、観光を通じ町外との交流も促進されていることから、一定の公共性はだれしもが認めるところではありますが、この施設群について年度当初の施政方針の中で、平成17年度以降に薬菜地区の主要施設群を町営から公社への管理委託を視野に入れながら、今年度はその準備

期間として検討を行うと、そう経営形態について触れられております。現在は、町営であります。実際の業務については株式会社薬業振興公社が町から委託を受け業務に当たっています。これは、これまた御承知のとおりであります。いずれにしましても民間活力を導入し、行政の肥大化を避け、そして身軽な町村経営の減量化が肝要とするならば、まことに当を得たものと思われま。

平成17年度以降を視野に入れながらということですが、現在どのような経営形態が検討され、どのように準備を進めておられるか、伺うものであります。

次に、過疎計画について伺います。

今さら申し上げるまでもなく、過疎自立促進法は、平成12年、特別措置法として施行され、それぞれ指定地において事業を実施してまいりましたが、旧3町合併後は加美町に引き継がれ今日に至っておりますことは、これまた御承知のとおりであります。

これについては、過般の定例会で前期計画変更がされました際に種々議論がございましたが、今回改めて伺うものであります。

さきの説明によりますと、15年度の実績は計画予定額に対して91.6%、同じく16年度は51.0%にとどまるという単年度ごとの説明がございましたが、それでは合併後、加美町になってからの2年間を通じての実績をまずお尋ねしますとともに、この2年間でかなりの事業が残事業量となって後期計画に変更、先送りとなりまして、甚だ一見不本意に感じられるところでありますけれども、その結果についてどのように評価され、どのように認識されているかも伺うものであります。

続きまして、後期計画の策定について伺います。

先ほど申し上げましたが、従来、小野田・宮崎地区においては指定を受けながら各種事業を展開し生産基盤の整備が図られ、及ばずながらも他地域との格差が次第に小さくなったことも事実であります。しかしながら、構造的な若年層の流出や少子高齢化の進行など、依然として地域活性化の低下を招いていることも、これまた事実であります。

御承知のように、過疎法は10カ年の時限立法ですので、余すところわずかに5年、この後期5カ年計画は加美町として初めての新しい計画として策定されますが、それだけにどのような自立促進の基本方針が打ち立てられ、どのような事業が盛り込まれるか大きな関心事であります。皆ひとしく注目しているところでありますが、目下のところ計画策定の作業中と思われま。年度後半に入ろうとしている現在、その作業はどのように進められているか、作業の進捗状況を伺うものであります。

次に、5カ年にわたる総事業費の概算額の見通しについて伺います。

これも、先ほど申し上げましたが、前期計画の事業変更がありまして、その件数は事業量の変更なども含めまして38件、事業費においてはおおむね35億円余りが後期に先送りされたところでありました。いずれ、後期に引き継がれて総事業費が設定されると思います。当然のことながら、事業費の設定に当たっては財政計画との連動性、整合性がありますので、十分このことも考慮されると思われまます。どの程度の額が見込まれるか、その概算額の見通しについて伺うものであります。

次に、宮崎地区における特養ホームの立地について伺います。

御承知のように、高齢化が近年急速に進行し、したがって高齢者率も年々高くなり、このような状況は当分続くものと思われまます。特に、都市中心部から離れた僻地において甚だしく、地域福祉の体制整備が急務とされております。

本町内の宮崎地区での高齢者人口は1,860人、そのうち75歳以上の後期高齢者は831人という状況であります。したがって、その高齢者率も高く29.7%、大崎管内でもトップクラスと聞いております。宮崎地区には、日帰り介護の通所施設はありますが、もろもろの事情で家庭で生活できなくなった高齢者の入居するホームはなく、郡内各地のホームに分散入居しているのが現状であります。また、待機されている方もかなりの数と推定されまます。

高齢者が要介護状態となっても、住みなれた地域や環境の中で親しい家族や隣人とともにこれまでの生活の継続を望んでいるとするならば、それぞれの地域に密着したホームが望ましく、また均衡ある地域サービスということからも宮崎地区にホームが立地されてもしかるべきものと思われまます。

旧3町合併に際しての新町建設計画の中にも、高齢者福祉の充実として特養ホームの整備という項目があげられております。この際、宮崎地区における特別養護施設の立地についてどのような認識を持たれ、どのように対応なされるのか見解を伺うものであります。以上です。

議長（米木正二君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 46番川村議員から三つの御質問をちょうだいいたしました。

まず第1点であります。温泉保養センター等の町営から公社への移行についてでございます。

前段でも答弁を申し上げましたのですが、昨年9月に施行されました自治法の一部改正により指定管理者制度が18年から運用されることになるわけでありまます。経過措置としてであ

りますが、それらの移行を踏まえて公社等の運営状況等を総括をし点検をしながら、移行に向けて今から準備を進めたいというところであります。

先ほど申し上げましたように、指定管理者制度については議会の議決を要しますことから、その際にはどうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。でありますから、18年度をターゲットとして方向性を定めてまいりたいと考えております。

過疎計画であります、後期計画の作業の進捗状況はということではありますが、まず達成率、お話にありましたように15年度は91.6%、16年度見込みで、まだ終わっていないわけでありまして51%、2カ年で71%となって御質問のとおりでございます。積み残し分、29%の分ではありますが、概算にして35億円分が実施未了となっておりますので、これを後期計画に盛り込んでまいりたいと考えてございます。

後期計画の策定の基本方針については、宮城県が関係省庁大臣協議を経て10月中旬にその回答があるということになってございます。したがって、各市町村はその後に計画を策定し、宮城県と協議をしながら最終的には議会の議決をちょうだいをするということでありまして、平成17年3月までに協議を完了し策定をするということではありますが、現在、策定を進めてお

ります加美町の総合計画との整合性を図りながら進めていくということになるかと思っております。

全体の後期計画のボリュームは、まだ未定でございますが、いわゆる三位一体改革に関連した国の財政的な背景等々がありまして、全体ボリュームについては非常に流動的なところがあるのではないかと考えておりますが、合併した町ということもありまして、県を通じてできるだけ、今後5年間、17年度から5カ年計画でありますから21年度までにできる限りこの過疎計画に盛り込んで、整備が困難な部分については過疎債をもって充当したいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、宮崎地区の特別養護老人ホームであります、さきの議会でも御質問をいただいて考え方を申し述べたところではありますが、各旧町ごとに1カ所ずつ置きたいということ、私も同感でございます。ですけれども、このところ特別養護老人ホームの建設については、やや逆風、向かい風になっております。定かではないのでありますが、大規模なホームの建設は、余り奨励をしないということに方向転換になっているようではありますが、しかし高齢化率が高い地域についてはそれでは困りますので、強力に建設に向けて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、17年度に介護保険法の改正が行われる予定であります。それらも勘案をしながら、今

後加美玉造福社会と連携をとりながら建設に向けて協議をし、進めてまいりたいと思っているところであります。

新しく建設することと、ほかに大分老朽化が進んで時代に合わなくなっている感があります。青風園の改築・改装も出てまいりますので、それらも含めて考えてまいらなければならないと思っています。

なお、加美郡内では色麻町もそういう意向があるやに伺っております。町長の考えでは、公立病院に併設してはという考えのようではありますが、しかしそれはいかがなものかと。やはり色麻町独自で加美玉造福社会として負担の問題がありますので、やはり町独自で行っていくべきであると、私は考えております。まだ正式な協議がされておられませんので、その時点で組合議会等にも諮りながら決定をされていくものと思いますので、御了承いただきたいと思えます。以上であります。

議長（米木正二君） 46番。

46番（川村 薫君） まず初めに、さきの温泉センターの関係ですけれども、ただいまの移行する時期です、これは公の施設の関係で平成18年度でよその施設を含めて一応の目安にすることですけれども、この場合も温泉センターも18年度を移行する時期というように解釈してよろしいかと。

それからもう一つ、委託先、受け入れ先です。これは恐らく——恐らくというよりもむしろ現行の薬業振興公社が業務を受託しておりますので、引き続き受け入れ先は公社の方を考えているかどうか、現在の公社を考えているかと、受け入れる方。もし、そうなるとすればかなり、現在町の負担、つまり受託料、これが15年度で1億7,400万円、その前の年が1億8,000万円、その前が2億円ということで、町の委託料がかなり出ております。もし公社に移行するとしても、前とそう変わらないのではないかとということがありますので、宮崎町の振興公社は町が半分以上ですか出資をして第三セクター、ですから今の経営形態でなくて、その経営形態の中に宮崎町のような第三セクター、それも選択肢に入れて検討なされるかということをお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、経営は一切……、委託するにしても土地・建物は町の財産になるわけです。普通財産か行政財産かよくわかりませんが、土地・建物は加美町のものですので、経営は一切移譲するにしても、建物の維持管理をどちらが持つかと。これは、宮崎町の場合ですと、ゆ～らんの陶芸の里振興公社が第三セクターになるとき維持管理をどちらで持つと、かなり議会でもめました。前の日に決めたことが次の日にひっくり返るというように、建

物の維持管理については議会でかなりもめましたよ。結局10万円以下は公社の方でもって10万円以上は町で持つというふうな契約書をつくりまして、加美町で引き続き引き継いでおりますけれども、経営は移譲しても建物の維持管理はどっちが持つのか、それで宮崎町の場合は大分もめた経過がありますので、その辺も検討課題にすべきでないかと思っておりますので、以上3点について、振興公社の方の関係ですけれども、これ伺います。

それから、なぜ私、過疎計画の事業手法を聞いたかといいますと、今、ボリュームがはっきりしないと。ですから、事業手法もまだはっきりしていないということですが、財政計画によりますと、新町建設計画の中に前期5カ年・後期5カ年の10カ年の財政計画があります。それと、過疎計画の事業費が整合するかしらないか、現在の新町建設計画の中にある財政計画、その中の普通建設事業がありますけれども、その普通建設事業と過疎計画の事業量と果たして整合するのかと。もし整合しなければ、これは財政計画の見直しということも出てくると思っておりますので、現在の財政計画と過疎計画の事業費の整合性、連動制、これ一つだけ伺いして質問を終わります。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） まず第1点、温泉保養センターの委託であります、ともに薬業振興公社についても第三セクター、町も出資をいたしておりますから、性格的には第三セクターであろうと思えます。

時間的な問題がありまして、仮に指定管理者制度に移行前に委託をいたしたとしても、当然のことながら18年9月までにはもう一度見直しをしなければならないということなんですね。いわゆる指定管理者制度にするかどうかということ、はっきり二分化しなければならないということでもありますから、この際18年9月をめどに総ざらいをしながら、管理者制を設けるか否かを再検討するというところでございます。

その中には、今意見としておっしゃられました、当然のことながら委託料等々が出てくるわけですから、その正当性といいますか、そのことについてもいわゆる総括をするというのはそういう意味で申し上げたわけでありまして、今後どのような方向でこれを委託をするか、あるいは指定管理者を設けて運営させるかということについて再検討を加えて議会の議決をいただいて決定をするということでもあります。

その場合の建物の維持管理等々についても総合的に判断をしなければならない。これは、いわゆるゆ〜らんどにおいても同じでありますので御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、過疎計画について、全体のボリュームがまだはっきりしないと申しますのは、こ

ちらの計画が当然あるわけではありますが、これは県・国と協議を経てから決定するものであり